

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也

1 競争入札に付する事項

(1) 件名:	品名	規格	単位	数量	引渡場所	搬出(引渡)期限
	食用廃油	仕様書のとおり			陸上自衛隊 春日井駐屯地	代金納付の日から5日以内

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- 全省庁統一資格の「物品の買受」においてA, B, C, D級の競争参加資格を有する者。
※令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有・申請中であることを確認できるものを提出
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請については認めない。
ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- 基本契約条項
不用物品売払契約条項
- 特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- 入札説明会 実施しない。 ※現地確認希望者は、第11項の担当者に調整すること。
- 入札日 令和8年5月19日 11時00分
- 入札場所 第408会計隊春日井派遣隊入札室
- 新型コロナウイルス又は、インフルエンザ等感染防止のため、郵便入札(持参可)のみとする。
(外から確認できる場所に入札書が封入されている旨を記載すること。)

5 入札参加手続き

入札に参加を希望する者は、令和8年5月18日17時までに添付の入札参加申込書を提出すること。
この際、資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX送信可)

6 落札者の決定方法(消費税相当額含まない)【単価】

- 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲以上で 最高価格をもって入札した者を落札者とする。同価の場合は抽選により決定する。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札書には消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額の110分の100を記載すること。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 入札及び契約条件

- 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- 契約書については、落札決定後、遅滞なく作成する。

9 入札の無効

次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- 電信電話及びFAXによる入札
- 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- 入札金額、入札者氏名が判明しがたい入札
- 第5項に示す受付手続きを完了していない者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札
- 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

10 郵便入札に関する事項

- 郵便入札は、電話にて事前に連絡するとともに便着の確認を契約班に必ず実施すること。
また、件名を記載した封筒に入札書を入れて封印し、期日までに第408会計隊春日井派遣隊契約班に必着させること。
入札金額が同額による場合は当該入札に係りのない職員により抽選を実施し、再度入札となった場合は別途連絡する。
- 到着期日 令和8年5月18日(月) 17時00分まで
- 書留郵便・使送等の手段を用い、確実に期日までに到着するよう留意すること。
- 送付先
〒486-0803 愛知県春日井市西山町無番地
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 契約班 担当:永井(ながい)
0568-81-7183 内線(388) FAX0568-81-9072(直通)

11 仕様書及び現場確認問い合わせ先

春日井駐屯地業務隊補給科 担当:服部(343)

※各種質問、調整及び仕様書等の交付については、いずれも行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する、行政機関の休日及び令和8年4月25日から令和8年5月10日までの間は対応できませんのでご了承ください。

本公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地 会計隊
中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
食用廃油	春日井駐業補-C-Z030001	
	大臣承認	
	作成	令和8年 4月 16日
	変更	
	作成部隊等名	春日井駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地糧食班において売払する「食用廃油」について適用する。

2 引取作業に関する要求

2.1 作業実施場所 春日井駐屯地 隊員食堂廃油置き場

2.2 作業内容 作業内容は次による。

a) 廃油用ドラム缶からの汲み取り回収(令和8年度 合計1,000リットル)

b) 回収期間は契約終結時から令和9年3月31日までとする。

c) aの合計1,000ℓを令和8年6月30日までに500リットル、令和9年3月31日までに500リットル回収する。

b) 細部は、官側との調整による。

2.3 作業条件 作業条件は次による。

a) 費用負担 作業に必要な一切の費用は契約相手側の負担とする。

b) 危険負担 作業実施間における一切の責任は、官側の責に帰すべきものを除き、全て契約側が負う。

2.4 廃油の種類 食用(ダイズ・キャノーラ)油

3 その他の指示

3.1 立入制限 契約相手方は、官側に指示された場所以外への立入りを禁ずる。

3.2 立会 作業は全て官側の立会の下に実施する。

3.3 清掃 作業終了後、清掃を行うものとする。

3.4 仕様書に記載なき事項については、商習慣によるものとし、細部は官側との協議・調整による。

4 品質保証

5 提出書類

5.1 受領書 受領した廃油量を記載した受領書を監督・検査官に提出すること。

6 契約相手側は、本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

市価調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 殿

¥ 単価 _____ (消費税を含まない)

- 1 引 取 期 限 : 仕様書のとおり
(現金納付後5日以内)
2 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊春日井駐屯地

上記入札条件及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書及び請書」の契約条項を承諾の上入札し
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示され
暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

年 月 日

住所・名称・代表者

印

内 訳					
品 目	規 格	単 位	予定数量	単 価	
1 食用廃油	仕様書のとおり	L	1,000		
2	以下余白				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計					

※5/18 13:00までに提出してください。(FAX可)

入札参加申込書

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 殿

件名	食用廃油
会社名	
代表者名	
法人番号	
住所	〒 _____
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
担当者名	

本件担当	永井
TEL	0568-81-7183 (内線 388)
FAX	0568-81-9072

※入札を辞退する際は必ず一報してください。